

設置者

設置認可申請

文部科学大臣

諮問

大学設置・学校法人審議会

○大学設置分科会

教育課程、教育研究実施組織、校地、校舎等について、学校教育法や大学設置基準に適合しているかどうかを審査

○学校法人分科会

財政計画・管理運営等について、私立学校法や学校法人の寄附行為及び寄附行為変更の認可に関する審査基準に適合しているかどうかを審査

答申

文部科学大臣

設置認可

設置者